

第3回定例会

高齢者などの世帯に朗報。今冬から除雪費の一部助成を実施。 ふるさと応援寄附金が好調。寄附者への特産品贈呈経費を増額。

平成27年第3回定例会は9月8日に開会。一般質問に5議員が登壇、条例の一部改正5件、補正予算1件、規約の変更3件、人事案件2件、報告2件、平成26年度一般会計並びに4特別会計の認定、意見書1件を審議し、原案を可決。9月11日に閉会した。

条例の制定

▼新十津川町税条例の一部改正

- ・ 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、町民税の減免申請期間を延長するとともに、「行政手続きに」特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー制度）を導入するための所要の改正

▼新十津川町国民健康保険条例の一部改正

- ・ 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税の減免申請期間を延長する改正

▼ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部改正

- ・ ふるさと公園内のロッジについて、貸出施設としての用途を廃止する改正

▼新十津川町個人情報保護条例の一部改正

- ・ 「マイナンバー制度」に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための改正

▼新十津川町手数料徴収条例の一部改正

- ・ 「マイナンバー制度」の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を徴収するための改正（個人の過失による紛失や、個人番号カードの有効期限更新に係る再発行手数料）

※マイナンバーとは
国民一人ひとりに付与される12桁の番号。

※マイナンバー制度（社会保険・税番号制度）とは
複数の機関に存在する個人の情報が同一人物の情報であるというこの確認を行うためのもので、社会保障、税、災害対応の3分野で利用されます。

【制度のメリット】

- ① 面倒な手続きが簡単になる
- ② 手続きが正確で早くなる
- ③ 給付金などの不正給付防止になる

平成27年度補正予算

一般会計補正予算(第3号)は、歳入歳出に8018万9千円を追加、総額をそれぞれ55億7953万5千円とした。
主な補正内容は次のとおり。

▼総務費

- ・ ふるさと応援寄附金推進事業 3468万9千円
（寄附への特産品贈呈経費4千件分を1万件分に増額。なお、7月から特産品目も6種から30種に増やした。）

▼民生費

- ・ 高齢者世帯等除雪費助成事業 460万円
（高齢者世帯等が除雪業者に払う費用の50%を助成）

▼農林水産業費

- ・ 有害鳥獣駆除対策事業 587万2千円
（エゾシカ、アライグマの駆除経費の増額）

▼商工費

- ・ プレミアム付き商品券追加発行支援事業 1573万3千円
（商品券の30%割増分と、発行に要する経費）

▼教育費

- ・ 文化スポーツ母村交流事業 44万3千円
（十津川村剣道交流会に参加する尚武会25人への助成）

人事案件

- ▼教育委員会委員
・ 荒山直人氏（大和区）
- ▼固定資産評価審査委員会委員
・ 松原敬典氏（花月区）

特別委員会の設置

- ▼名称 庁舎建設特別委員会
・ 新役場庁舎建設に求められる機能及びあり方並びに庁舎と敷地の一体的な有効活用等についての調査を行う。

意見書の採択

- ▼林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書